

# 福井県報

第 282 号  
令和 6 年  
1 月 23 日(火)  
火曜日発行

## 告示

— 目次 —

- 土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧(二〇・農村振興課)……一
- 土地改良区の定款変更の認可(二一・福井農林総合事務所)……一
- 道路の区域の変更(二二・道路保全課)……一
- 道路の供用の開始(二三・同)……一
- 利便増進誘導区域の指定(二四・同)……一
- 公有水面埋立ての承認(二五・港湾空港課)……二
- 証紙売りさばき人の指定の取消(二六・審査指導課)……三

## 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……三
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(同)……四
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(科学技術高等学校)……五

## 告示

### 福井県告示第20号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定に基づき、麻生津土地改良区 安保地区(全工区)の換地計画を適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
令和6年1月23日から  
令和6年2月21日まで
- 縦覧に供する場所  
福井市役所農林水産部農村整備課

### 福井県告示第21号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。  
令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和6年1月12日

### 福井県告示第22号

一般県道本郷福井線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月23日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日  
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: m)	延長 (単位: m)
一般県道	本郷福井線	新	福井市深谷町11字 上江尻36番から 福井市深谷町11字 上江尻36番まで	10.9 ～ 15.5	117.0
		旧	福井市深谷町11字 上江尻36番から 福井市深谷町11字 上江尻36番まで	9.6 ～ 9.9	117.0

## 福井県告示第23号

一般県道本郷福井線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月23日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	本郷福井線	福井市深谷町11字上江 尻11番7から 福井市深谷町11字上江 尻4番4まで	令和6年 1月23日

## 福井県告示第24号

主要地方道福井停車場線において、道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定に基づき、下記区間を利便増進誘導区域に指定するので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年1月23日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	指定する場所	指定日
主要地方道	福井停車場線	福井市大手3丁目804 番地先から 福井市大手3丁目505 番地先まで	令和6年 2月26日

## 福井県告示第25号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立ての承認をしたので、同条第3項において準用する同法第11条の規定により公示する。

令和6年1月23日

敦賀港港湾管理者の長

福井県知事 杉本 達治

- 承認年月日  
令和6年1月10日
- 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名  
新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号  
国土交通省北陸地方整備局  
新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号  
国土交通省北陸地方整備局長 遠藤仁彦
- 埋立区域
  - 位置  
福井県敦賀市金ヶ崎町50番および52番の地先公有水面
  - 区域  
次の各地点を順次に結んだ線および①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台（北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒（以下「基点」という。））から66度05分03秒

1. 029.31メートルの地点

②の地点 ①の地点から0度00分00秒 7.10メートルの地点

## 公 告

- 3 指定取消年月日  
令和6年1月23日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
薬剤管理システムの更新および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年12月13日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社アルバーヌ福井営業部  
福井県福井市問屋町4丁目1207
- 5 落札金額  
67,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年10月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(仮称) ハーツ恐竜店 福井県東

③の地点 ②の地点から89度58分32秒 28.22メートルの地点

④の地点 ③の地点から0度00分00秒 1.30メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から90度00分00秒 228.30メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から180度00分00秒 16.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から90度00分00秒 5.88メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から180度00分00秒 21.48メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から270度00分00秒 255.88メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒 30.00メートルの地点

(3) 面積

9,744.30平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番および52番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線および⑦の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑦の地点 基点から69度01分44秒 998.29メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から0度00分00秒 260.00メートルの地点

④の地点 ①の地点から90度00分00秒 370.10メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から180度00分00秒 260.00メートルの地点

(3) 面積

96,226.26平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

### 福井県告示第26号

福井県証紙条例施行規則（昭和39年福井県規則第32号）第7条第1項の規定に基づき、証紙売りさばき人の指定を取り消したので、福井県証紙条例（昭和39年福井県条例第14号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

1 証紙売りさばき人の住所および名称

鯖江市西山町11-7

一般社団法人鯖江建設業会

2 証紙売りさばきの場所

鯖江市西山町11番7号

- 福井県福井市日之出三丁目505番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
 福井県民生活協同組合  
 代表理事 松宮 幹雄  
 福井県福井市開発五丁目1603番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
 福井県民生活協同組合  
 代表理事 松宮 幹雄  
 福井県福井市開発五丁目1603番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和6年8月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1. 547㎡
- 6 駐車場の収容台数 102台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 25㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 10㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
 開店時刻 午前9時  
 閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後3時まで
- 14 届出のあった日  
 令和5年12月27日
- 15 届出の縦覧場所  
 (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
 福井県産業労働部商業・市場開拓課  
 (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1  
 福井市商工労働部商工振興課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
 公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
 午前8時30分から午後5時15分まで
- 17 意見書の提出先  
 福井県福井市大手三丁目17番1号  
 福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
 クスリのアオキ高柳店  
 福井県福井市高柳3丁目2201番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社クスリのアオキ  
 代表取締役 青木 宏憲  
 石川県白山市松本町2512番地
- 3 聴取した意見の概要  
 (1) 福井市
- ・当該地は市場周辺地区計画区域内となる。建築等の行為を行う場合は、都市計画法第58条の2に基づく届出を行うこと。
  - ・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵庫外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。
  - ・3,000㎡以上の土地を形質変更する際には、土壌汚染対策法に基づく届出が必要である。該当する場合は、土地造成等の工事着工の30日前までに届出を行うこと。
  - ・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。
  - ・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。
  - ・夜間の自動車走行音の騒音レベル最大値が規制基準を超過している地点があるため

、上記規制基準を超えないよう配慮すること。

- ・早朝及び夜間の搬入作業及び荷崩き作業をなるべく避けること。
- ・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。

特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

- ・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。
- ・百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500m<sup>2</sup>を超える施設は、店舗面積50m<sup>2</sup>ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場(駐輪場)を可能な限り設置すること。
- ・福井市駐車場条例にかかる附置義務の対象となる建築物に該当する場合、行為の着手前に駐車施設設置届出の提出を行うこと。
- ・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる届出の提出を行うこと。

#### 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号  
福井市商工労働部商工振興課

#### 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

福井足羽土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和6年1月10日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理事 三竹 孝一 福井市下六条町29-36

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年1月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
福井県立科学技術高等学校産業教育実習用コンピュータ機器等購入および保守業務委託一式(長期継続契約)

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立科学技術高等学校

福井県福井市下江守町28番地

- 3 落札者を決定した日

令和5年12月27日

- 4 落札者の氏名および所在地

三谷商事株式会社

福井県福井市豊島1丁目3番1号

- 5 落札金額

31,269,810円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年11月14日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

令和六年一月二十三日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県